

くれさかクリーンセンター ごみ処理手数料の改定について

令和7年10月1日から、くれさかクリーンセンターのごみ処理手数料を次のとおり改定します。

(手数料はくれさかクリーンセンターにごみを直接持ち込む場合に必要です。)

●現行(令和7年9月30日まで) 10kgあたり **100円**

※但し、家庭ごみは「[処理手数料減免申請書](#)」持参で**無料**



●改定後(令和7年10月1日から) 10kgあたり **130円**

※但し、家庭ごみは「[処理手数料減免申請書](#)」持参で**無料**

ごみ持込についての注意事項

- 家庭ごみを**無料**で搬入するためには、「[処理手数料減免申請書](#)」が必要です。事前に役場住民生活課へお越しください。
- ごみの適正分別、減量化にご協力ください。
- 福崎町以外で発生したごみは搬入できません。
- 産業廃棄物は搬入できません。
- 個人が自らの手で行った一般家屋(納屋・カーポート等を含む)の解体(リフォーム含む)によって発生した埋立ごみ(瓦・レンガ・コンクリート片など)や廃木材を搬入する場合は、地元区長証明済みの「一般廃棄物処理(投棄)申請書」を役場住民生活課にご持参の上、所定の手続きを行ってください。
- ごみの排出者自ら又は家族が運転又は同乗してください。